

米国税制改革法案について知っておくべき5つのこと

-審議中の法案に関して直ちに準備すべき事項について-

ノーラ・E・バーク、レベッカ・M.G・ザックス、ハナ・ホリングスワース

- 上院・下院法案は共に、軽減税率による累積海外利益についてのみなし配当規定を置いている。
- 課税対象となる資産取得取引が増え、非課税再編やレバレッジド・アキュイジションが減少する可能性がある。
- 同種資産の交換取引(内国歳入法第 1031 条)の対象は不動産に限定される。

Tax Cuts and Jobs Act は、2017 年 11 月 16 日に下院を通過し、2017 年 12 月 2 日に上院を通過しました(「法案」)。下院法案と上院法案には大きな相違があるため、議会において追加的に変更されることが予想され、最終的に成立する法律の内容を正確に予測することは困難です。ただし、企業は以下の 5 つの税務上の問題点を理解しておく必要があります。

1. 海外利益のみなし配当

現行法では、「被支配外国法人」(controlled foreign corporation)である外国子会社に留保された利益は、Subpart F 所得として課税されない限り、配当されるまで米国での課税対象にはなりません。いずれの法案も、被支配外国法人の 10%以上の持分を有する者による、被支配外国法人の留保海外利益について、資金が実際に本国に配当したか否かにかかわらず、配当したものとみなしています。これらの法案が施行されれば、米国企業は有利な利率で被支配外国法人の利益を配当することになると思われます。下院法案は、現金及び現金同等物は 14%、非現金資産は 7%で課税し、上院法案は現金および現金同等物は 14.5%、非現金資産は 7.5%で課税するとしています。

法案は、配当したものとみなされる資金の株主による用途については規定していません。2004 年、米国では、一定の目的に使用される場合には配当に係る税額を減免しており、企業は 5.25%の税率で海外利益を配当することができていました。被支配外国法人の企業株主の多くは、配当した資金により、上記減免の対象となる目的の一つである、自己株の買戻しを行っていました。現時点では、米国の企業株主は実際に海外利益を配当し、自己株の買戻しのために資金を使用するとみられていますが、一部の米国企業は配当された資金を用いて国内での投資を行うと表明しています。

2. M&A 取引におけるインセンティブの変化

いずれの法案も法人税率を引き下げ、テリトリアル課税制度に移行し、特定の資産について即時償却の内容を変更するものになっています。これによって、M&A 取引におけるインセンティブが変容する可能性があります。これらは提案されている多くの変更の一つではありますが、課税対象となる資産取得が増加し、非課税の再編やレバレッジド・アクイジションが減少する可能性があります。

例えば、下院法案は、「適格資産」を規定する現在の特別償却の定義を拡大しつつ、適格資産への投資については100%の控除(すなわち、費用として計上すること)を認めています。現行法では、適格資産は、通常、償却年数20年以内の取得不動産(original use property)を含みます。下院法案は、適格資産の定義を特定の中古不動産(used property)(例えば、対象会社が使用する不動産)を含むように拡大します。上院法案は中古資産は含まないとしているので、買主は対象資産の支払いを費用として計上することはできません。中古資産に対して支出することにより、買主は適格資産の取得費用を即時償却することができる可能性があるため、資産取得(実際の取得又は資産取得とみなされる株式取得)は、買主にとって以前よりも非常に魅力的な選択肢になります。なお、費用計上のメリットがある一方で、営業純損失(NOL)について90%の制限が課せられることとなります。企業は、控除可能額が営業純損失の繰越額の90%に制限され(繰越可能額は無制限)、過年度に純損失を繰り戻すことはできなくなります。資産売却のための売主のコストは、法人税率の引き下げによって減少する可能性があります。

3. 同種資産の交換取引の限界と機会

現行法では、納税者は、不動産、動産、著作権や特許などの特定の無形固定資産を含む、資産の同種資産の交換取引による利益を繰り延べることができます。両法案は、2018年から、同種資産の交換取引の目的物を原則として不動産に制限するとしています。

当該変更は、機器等の同種資産の交換取引を定期的に行う企業に深刻な影響を及ぼす可能性があります。その影響は、上述した費用の即時償却条項によって緩和される可能性があります。例えば、代替資産が費用となる同種資産の交換取引の方法を利用して、納税者が2018年に資産の売却によって代替資産の費用とする場合、納税者は売却代金に課税されることなく、利益を再投資することができます。

4. 国外パートナーによるパートナーシップ持分の売却に関する源泉徴収

1991年に米国内国歳入庁が示したルールでは、米国での取引又は事業を行うパートナーシップ持分の売却による国外パートナーの利益は、当該パートナーシップの米国での取引又は事業活動に使用されるパートナーシップ資産に帰属すると認められる限度で、米国事業に実質的に関連する所得(Effectively Connected Income)にあたるものとして整理されました。国外パートナーは、米国関連資産の持分から生じた利益について米国で課税されます。

2017年のGrecian Magnesiteのケースにおいて、租税裁判所は、(利益が国内不動産の利益によるものでない限り)課税対象とならないと判断しましたが、上院法案の内容は同ケースを破棄するものであり、1991年のルールが復活することになります。さらに、国外パートナーに課される税金を確実に回収するために、上院法案には2つの新しい源泉徴収の規定が置かれています。すなわち、買主その他の譲受人は、売主その他の譲渡人が米国の納税者である旨の宣誓供述書を提出しない限り、パートナーシップ持分の売却に関して、パートナーに支払う金額の10%を源泉徴収

しなければなりません。源泉徴収がない場合、パートナーシップは、譲渡後の分配から源泉徴収する義務があります。当該規定は 2017 年 11 月 27 日から遡及的に適用されるため、パートナーシップは、持分の売却について留意することが必要となるものと思われます。

5. フリンジ・ベネフィット控除の撤廃

現行法では、被雇用者の所得には含まれず控除対象となる「フリンジ・ベネフィット」に該当するものが多くあります。両法案は、娯楽・レクリエーション費用、会員費、個人的な備品購入費、交通費、食費などの控除を禁止又は変更します。下院法案では、被雇用者の所得及び源泉徴収との関係で従業員に対する報酬又は賃金とされる限り、物品、サービス及び施設の費用は引き続き控除可能です。

雇用者は、これがどのように自分や被雇用者の税金に影響を与えるかを検討する必要があります。雇用者は、従前から経費としてきた費用を控除することが制限され、被雇用者は、報酬額に変更はなくても大幅な支払税額の増加が生じる可能性があります。税金のグロスアップ条項やその他の給付条項を含む役員報酬契約を締結している雇用者は、これらの変更が既存の債務にどのように影響するかを検討する必要があるかもしれません。

これらは法案がもたらす影響の一部にすぎず、より多くの影響が生じるでしょう。企業は法案成立の動向を注視する必要があります。

本稿の原文(英文)につきましては、[Five Things to Know about the Tax Cuts and Jobs Act](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

木本泰介（日本語版監修）
725 South Figueroa Street, Suite 2800
Los Angeles, CA 90017-5406
213.488.7113
taisuke.kimoto@pillsburylaw.com

Rebecca M.G. Zuks
1540 Broadway
New York, NY 10036-4039
212.858.1231
rebecca.zuks@pillsburylaw.com

Nora E. Burke
1540 Broadway
New York, NY 10036-4039
212.858.1275
nora.burke@pillsburylaw.com

Hannah Hollingsworth
1540 Broadway
New York, NY 10036-4039
212.858.1127
hannah.hollingsworth@pillsburylaw.com

早瀬孝広（日本語版作成協力）

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

Yoko Nagami-Rosasco
yoko.nagamirosasco@pillsburylaw.com